

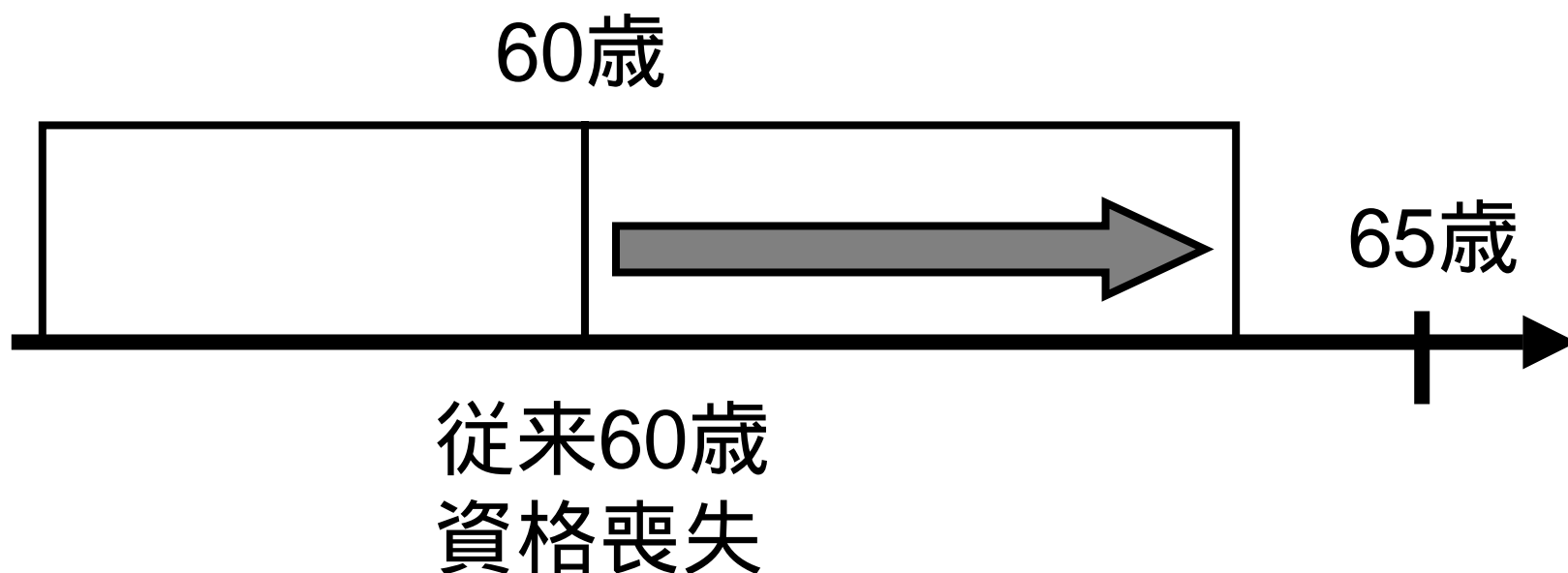
年金確保支援法の主なポイント

制度	改正内容	施行日
国民年金	時効消滅した保険料後納(10年分)	H24.10.1までに実施
	任意加入被保険者の国民年金基金加入	H23.8.10から2年以内
確定拠出年金	企業型DC資格喪失年齢引上げ	H23.8.10から2年6月以内
	企業型DC加入者の掛金拠出	H24.1.1
確定給付企業	60歳～65歳で退職した者への退職時の年金支給可能	H23.8.10

年金確保支援法の主なポイント

確定拠出年金

企業型DC資格喪失年齢引上げ



企業型年金規約で資格喪失年齢を規約で
65歳までにすることが可能

年金確保支援法の主なポイント

確定拠出年金

企業型DC資格喪失年齢引上げ

種別	対象者	改正前	改正後
企業型 DC	厚年被保険者等	60歳 まで	65歳 まで
個人型 DC	厚年被保険者等 第1号被保険者	60歳まで	

個人型DCは60歳まで

年金確保支援法の主なポイント

確定拠出年金

企業型DC加入者の掛金拠出

種別	要件・対象者	掛金限度額	負担
企業型 DC	他の企業年金あり	月25,500円	会社
	企業年金なし	51,000円	従業員
個人型 DC	国年第1号	68,000円	従業員
	国年第2号	23,000円	

個人型DCに会社は掛金を拠出できない

年金確保支援法の主なポイント

確定拠出年金

企業型DC加入者の掛金拠出

DC(企業型)	拠出限度額	拠出	税制
企業年金あり	合算して 25,500円	会社	損金算入
		従業員	所得控除
企業年金なし	合算して 51,000円	会社	損金算入
		従業員	所得控除

それぞれ、従業員拠出額は会社拠出額以内

年金確保支援法の主なポイント

確定給付企業年金

60歳～65歳で退職した者への退職時の

年金支給可能

老齢給付金の支給開始要件(年齢)

	改正前	改正後
原則	60歳以上65歳以下(規約で定め)	
退職時	50歳以上 60歳未満	50歳以上の 規約で定める年齢 未満

年金確保支援法の主なポイント

確定給付企業年金

63歳(規約の定め)に達する前に退職しても受給開始

